

## 土壌環境施策に関するあり方懇談会（第1回）について



平成15年2月に「土壌汚染対策法」が施行されてから5年目を迎え、法律や条例に基づく調査・対策が実施されるようになっていきます。一方、土壌汚染対策法の施行を通して浮かび上がる課題の検討が必要になっています。そこで、今後の土壌汚染対策法の施策のあり方を検討するため、現状把握及び課題の整理等を行う目的で懇談会が開催されました。その内容について以下に示します。

### 土壌汚染対策法の施行状況及び主要な課題について

#### 1) 土壌汚染の調査、対策の大半が法律の対象外

問題点:調査・対策とも、約8割が自主的に実施

検討事項:土対法の施行前に廃止した工場でも土地売買の際は調査対象に含むことを検討

#### 2) 汚染土の適正な処理

問題点:土壌汚染対策法による搬出汚染土は次のように規制されています。

- ①指定区域の場合:適切に処分したことを搬出汚染土壌管理票によって確認
- ②指定区域以外の場合:直接の規制なし。

検討事項:不適切に処理された場合に想定される被害として、残土置き場での汚染土混入等が考えられるため、対策を検討。

#### 3) ブラウンフィールドへの対応

問題点:土壌汚染の存在、あるいはその懸念から、本来その土地が有する潜在的な価値

よりも、著しく低い用途あるいは未利用地となっている土地が次のような要因によって増加しています。

- ①資産価値に占める対策費用の割合が高いほど発生する
- ②封じ込めより掘削除去が選択される傾向があり、対策費用が高額化する

検討事項:土壌汚染の実態や影響を正しく理解した上で、限りある土地資源を管理しつつ、有効に利用する方策の検討。

今後、月に1回程度のペースで懇談会が開催され、平成19年末をめどに結果がまとめられる予定です。

当社では、土壌汚染対策法や都道府県条例に従った調査及び残土の分析等を実施しています。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2007年6月26日付 環境省 HP

土壌環境箇所 坂田旭子